

相続税の納税猶予に関する適格者証明願

—相続税の納税猶予を受けるとき—

毎月原則 20 日

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 1 部
公図		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
相続を証する書面	相続未登記の場合	
納税猶予特例適用農地該当証明書（写）		
障害等の状況についての申告書（別表 2）	相続人が障害を有している又は老人ホーム等に入所している場合	
委任状	代理人が申請する場合	

申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

公図について

発行から概ね 3 ヶ月以内のもので、写しでの提出でも可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

土地の登記事項証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内のもので、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

登記情報提供サービスで取得した物は不可。

相続を証する書面について

相続未登記の場合に必要。

法定相続情報一覧図をお持ちの方は、一覧図と遺産分割協議書を提出。

一覧図をお持ちでない方は、遺産分割協議書又は遺言書、相続関係説明図、戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書・附票を提出。なお、遺言書は公正証書又は裁判所の検印があるもの。

いずれの書類も写しを添付して下さい。

納税猶予特例適用農地該当証明書について

都市計画課で発行。原本は税務署で必要になりますので、写しを添付して下さい。

障害等の状況についての申告書について

該当する障害等の状態を証明する書類（障害者手帳の写し、診断書、施設との入所契約書等）が別途必要。

委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印のこと。

【その他】

申請書の日付は提出時に記入して下さい。

申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。